

1 パートタイム・有期雇用労働者と税金

通常、パートタイム・有期雇用労働者の収入は給与所得となります。そのため、一定の金額を超える収入があると、所得税と住民税がかかります。

(1) **所得税**：年収が103万円を超えると、超えた額に対して所得税が課税されます。

(2) **住民税**：年収が100万円を超えると、超えた額に応じて住民税（所得割）が課税されます。住民税（均等割）については、非課税の範囲が地域によって異なりますので、お住まいの区市町村へお問合せください。

交通機関等を利用する者の通勤手当は月額15万円まで非課税扱いとなり、社会保険料（全額）や生命保険料・損害保険料（一定額まで）は所得から控除できます。

2 配偶者控除と配偶者特別控除

(1) **配偶者控除**：パートタイム・有期雇用労働者の年収が103万円以下のとき、配偶者の所得から配偶者控除（所得税38万円、住民税33万円）が受けられます。

(2) **配偶者特別控除**：パートタイム・有期雇用労働者の年収が103万円を超えると配偶者控除は受けられなくなりますが、家計全体としての税負担が急激に増すことのないように配偶者特別控除が設けられています。この控除が受けられるのは、パートタイム・有期雇用労働者の年収が103万円超201.6万円未満の場合です。控除額は、年収に応じて調整されるもので、一律ではありません。

※なお、配偶者の年間の合計所得金額が1,000万円を超える（その年収が給与収入のみの方は、年収で1,195万円を超える）場合は、配偶者控除、配偶者特別控除とも受けることができません。

パートタイム労働者の年収と税金

パートタイム労働者の 年収額	本人に税金がかかるかどうか		配偶者の所得から控除が 受けられるか（所得税・住民税）※	
	所得税	住民税(所得割)	配偶者控除	配偶者特別控除
100万円以下	×かからない	×かからない	○受けられる	×受けられない
100万円を超えて 103万円以下	×かからない	○かかる	○受けられる	×受けられない
103万円を超えて 201.6万円未満	○かかる	○かかる	×受けられない	○受けられる
201.6万円以上	○かかる	○かかる	×受けられない	×受けられない

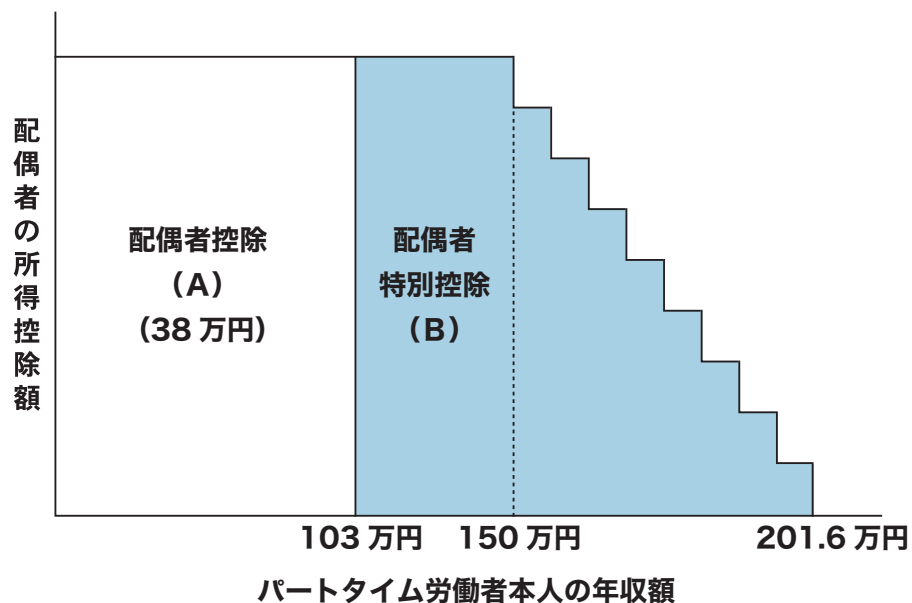
※ただし、配偶者が適用を受けることのできる控除は、その配偶者の年間の合計所得金額が1,000万円（収入が給与等のみである場合は、その収入金額が1,195万円）以下の場合に限られます。

パートタイム労働者の年収と配偶者控除・配偶者特別控除の額

制度の種類	パートタイム労働者の給与年収	配偶者の給与年収		
		1,095 万円以下	1,095 万円超 1,145 万円以下	1,145 万円超 1,195 万円以下
配偶者控除 (A)	～ 103 万円以下	38 万円	26 万円	13 万円
配偶者 特別控除 (B)	103 万円超～ 150 万円以下	38 万円	26 万円	13 万円
	150 万円超～ 155 万円以下	36 万円	24 万円	12 万円
	155 万円超～ 160 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円
	160 万円超～ 166.8 万円未満	26 万円	18 万円	9 万円
	166.8 万円以上～ 175.2 万円未満	21 万円	14 万円	7 万円
	175.2 万円以上～ 183.2 万円未満	16 万円	11 万円	6 万円
	183.2 万円以上～ 190.4 万円未満	11 万円	8 万円	4 万円
	190.4 万円以上～ 197.2 万円未満	6 万円	4 万円	2 万円
	197.2 万円以上～ 201.6 万円未満	3 万円	2 万円	1 万円

※令和2年分以降の所得税について適用されます。

(参考) 配偶者控除・配偶者特別控除の考え方 (所得税の場合)



(参照：厚生労働省発行「パートタイム労働法のあらまし」より)

詳しくは、所得税については税務署に、住民税についてはお住まいの区市町村にご確認下さい。